

## 令和 3 年度募集（令和 4 年度採用）の研修医の募集定員の設定

### 1 背景

令和 2 年度から、医師臨床研修制度について一部権限が厚生労働省（以下「厚生労働省」という。）から都道府県へ移譲されたことに伴い、厚生労働省が定める都道府県別の上限の範囲内で、各臨床研修病院における研修医の募集定員について都道府県で設定を行う。

### 2 募集定員案（医師臨床研修連絡協議会案）

別紙「令和 3 年度募集（令和 4 年度採用）の研修医の募集定員及び修学生採用枠（上限）」のとおり

### 3 算定方法

- ・ 令和 2 年 10 月に決定した算定方法（参考資料「募集定員の算定方法」に基づく。
- ・ 算定方法に則り算定した結果、各病院の希望募集定員の合計（247 人）が、国が定める県の上限枠（255 人）内であったことから、各病院の希望募集定員どおりとした。
- ・ 配分後の残（8 人）については、配分を行わないこととする。